

神戸市民生委員定数条例施行規則の制定（案）について（概要）

1. 規則制定の趣旨

民生委員の定数について、地域の実情を踏まえ迅速な定数設定を可能とするよう、神戸市民生委員定数条例の一部改正を行い、定数を規則で定めることとしました。これを受けて、民生委員の定数を定める規則を新たに制定しようとするものです。

2. 規則の内容

神戸市民生委員定数条例（平成 27 年 3 月条例第 55 号）の規定に基づき、規則で定める数は、2,542 人とします。

3 施行予定日

令和 7 年 12 月 1 日（一部改正条例の施行日と同日）

（参考：区別民生委員定数）

（人）

区名	現定数			新定数(案)		
	区計	内) 区域担当	内) 主任児童委員	区計	内) 区域担当	内) 主任児童委員
東灘	272	240	32	271	239	32
灘	237	203	34	236	202	34
中央	247	209	38	232	194	38
兵庫	223	191	32	219	187	32
北	347	297	50	348	298	50
長田	283	245	38	272	234	38
須磨	271	225	46	268	222	46
垂水	309	271	38	309	271	38
西	382	340	42	387	343	44
合計	2,571	2,221	350	2,542	2,190	352